

事務連絡
平成30年12月21日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

立入検査の重点化・効率化の推進について
(消防本部の有効な取組事例の周知等)

消防法令に違反している防火対象物の是正推進については、消防庁が運用している「違反是正支援アドバイザー制度」、「違反是正推進に係る実務研修」、「違反是正推進に係る弁護士相談事業」等を活用いただき、消防機関等において、特段の御尽力をいただいているところです。

その一方で、近年、予防査察の出向延人員が減少し、予防査察の実施率が減少しており、今後更に予防体制が縮小されると予防業務の着実かつ適正な執行に支障を来し、建物火災による死者の増加を招く危険性が危惧されています。

このような状況を踏まえ、消防庁では、「火災予防の実効性向上作業チーム」を開催し、立入検査の重点化・効率化の方策を検討してまいりました。

今般、下記のとおり、立入検査を実施する要員の育成・増員の観点から、主に警防業務に従事する消防職員（以下「警防職員」という。）を活用するための有効な育成事例及び再任用職員の有効な活用事例をとりまとめるとともに、立入検査に係る事務の効率化の観点から、ICTの活用についての有効な取組事例をとりまとめました。

各消防本部におかれましては、当該事例を参考にして、引き続き、立入検査を実施する要員の育成・増員や立入検査に係る事務の効率化を図り、立入検査の重点化・効率化を推進していただくようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 警防職員を活用するための有効な育成事例について

別添1のとおり、立入検査の模擬動画を活用した実践的な研修、警防職員が担当する工場・作業場の立入検査の着眼点を写真入りで分かりやすく解説したマニュアルの作成、予防推進者制度の創設、予防実務経験を昇任試験の受験資格に採用している等の事例を周知するので参考にされたい。

2 再任用職員の有効な活用事例について

別添2のとおり、消防法令に精通した再任用職員による予防業務の技術の伝承等を行っている事例等を周知するので参考にされたい。

3 ICTの活用についての有効な取組事例について

別添3のとおり、モバイル端末を使用した査察の導入や防火対象物台帳の電子化による情報管理の効率化等の取組事例を周知するので参考にされたい。

4 立入検査の重点化・効率化の方策案のアンケート結果について

別添4のとおり、消防庁が実施した、東京消防庁・政令市消防本部、全国消防長会予防委員会委員消防本部及び予防行政のあり方に関する検討会・事業所委員を対象としたアンケート結果を周知するので、各消防本部において、立入検査の重点化・効率化を検討する際の参考にされたい。

5 その他

各消防本部において、今回周知した事例以外で有効な取組を実施している場合は、その取組の情報を消防庁へ提供いただきたい。今後も有効な取組事例の収集と周知を続けていく予定である。

また、消防庁において、引き続き、「火災予防の実効性向上作業チーム」を開催し、立入検査の教養シミュレーション動画の追加作成や立入検査の実施頻度を延伸できる適正に管理されている防火対象物の該当要件の考え方の整理等、立入検査の重点化・効率化の方策を検討していく予定である。

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係 鈴木違反処理対策官、坂本係長、木村総務事務官 電話 : 03-5253-7523 FAX : 03-5253-7533 電子メール : k2.kimura@soumu.go.jp

警防職員を活用するための 有効な育成事例

警防職員を活用するための有効な育成事例①

消防本部名	札幌市消防局
取組	危険物施設（移動タンク貯蔵所）の査察マニュアルの作成
取組のポイント	移動タンク貯蔵所の査察は、すべて警防職員が担当していることから、図や写真を多く取り入れたマニュアルを作成し、危険物業務の従事経験がない職員でも適切に査察が実施できるよう作成した。

目次

第2章 移動タンク貯蔵所の立入検査 第3 調査項目（抜粋）

目次

第1章 移動タンク貯蔵所の立入検査（構造、設備以外の調査項目）

- 第1 はじめに 1
 第2 調査項目 1~3
- | | | |
|----------|---------|--------|
| 1 設置者等 | 2 譲渡引渡 | 3 倉庫番号 |
| 4 危険物取扱者 | 5 保安講習 | 6 車両番号 |
| 7 許可等 | 8 書類の種類 | 9 定期点検 |

第2章 移動タンク貯蔵所の立入検査（構造、設備の調査項目）

- 第1 移動タンク貯蔵所の種類 4
 第2 移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準 5
 第3 調査項目 6~10
- 1 車両周囲の設備等
- | | | |
|---------|----------|-----------|
| ① タンク本体 | ② 表示及び標識 | ③ タンク検査済証 |
| ④ 緊急レバー | ⑤ 消火器 | ⑥ 接地導線 |
| ⑦ 注入ホース | | |
- 2 タンク上部及びタンク内部の設備等
- | | | |
|-------|---------|------------|
| ① 注入口 | ② マンホール | ③ 底弁操作ハンドル |
| ④ 計量口 | ⑤ 安全装置 | ⑥ 側面板 |
| ⑦ 防護柵 | ⑧ 防波板 | ⑨ 間仕切板 |

第3章 移動タンク貯蔵所に係る運用等

- 第1 「全国消防長会危険物輸送車両の立入検査実施要綱」 10~11
 の一部改正について
- 1 検査済証（ステッカー）の交付
 2 検査済証（ステッカー）の貼付位置
- 第2 移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について

資料編

- 別紙1 ~ 危険物製造所等の所有者等住所・氏名・名称変更届出書
 別紙2 ~ 危険物製造所・貯蔵所・取扱所譲渡引渡届出書
 別紙3 ~ 製造所等定期点検記録表（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）
 別紙4 ~ 「全国消防長会危険物輸送車両の立入検査実施要綱」の一部改正について
 別紙5 ~ 移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について
- 参考1 ~ 特別保安調査実施表（記載要領）
 参考2 ~ イエローカードの概要

特別保安調査資料

2013/9 指導課危険物係

第3 調査項目 1 車両周囲の設備



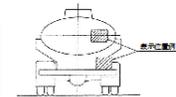
- ① タンク本体（危政令第15条第1項第2号、第3号、第8号）
 ア 移動貯蔵タンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、定められた水圧試験において漏れ又は変形しないものとされています。
 イ 積載貯蔵タンクの容量は、30,000リットル以下とし、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な閉仕切を設けることとされています。
 ウ 積載貯蔵タンクの外面には、さびどめ塗装をすることとされています。（剥離などにより下地が露出している場合は補修する必要があります。）

- ② 表示及び標識（危政令第15条第17号、危省令第17号第2項）
 移動貯蔵タンクには、当該タンクに貯蔵し又は取り扱う危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備を見やすい箇所に取り付けることと、危険荷で定めるところにより標識を掲げることとされています。

（表示例）



第4号	危険物	品名	最大数量
1	第1類	第1類 1.1	100
2	第2類	第2類 2.1	100
3	第3類	第3類 3.1	100
4	第4類	第4類 4.1	100
5	第5類	第5類 5.1	100
6	第6類	第6類 6.1	100
7	第7類	第7類 7.1	100
8	第8類	第8類 8.1	100
9	第9類	第9類 9.1	100
10	第10類	第10類 10.1	100
11	第11類	第11類 11.1	100
12	第12類	第12類 12.1	100
13	第13類	第13類 13.1	100
14	第14類	第14類 14.1	100
15	第15類	第15類 15.1	100
16	第16類	第16類 16.1	100
17	第17類	第17類 17.1	100
18	第18類	第18類 18.1	100
19	第19類	第19類 19.1	100
20	第20類	第20類 20.1	100
21	第21類	第21類 21.1	100
22	第22類	第22類 22.1	100
23	第23類	第23類 23.1	100
24	第24類	第24類 24.1	100
25	第25類	第25類 25.1	100
26	第26類	第26類 26.1	100
27	第27類	第27類 27.1	100
28	第28類	第28類 28.1	100
29	第29類	第29類 29.1	100
30	第30類	第30類 30.1	100
31	第31類	第31類 31.1	100
32	第32類	第32類 32.1	100
33	第33類	第33類 33.1	100
34	第34類	第34類 34.1	100
35	第35類	第35類 35.1	100
36	第36類	第36類 36.1	100
37	第37類	第37類 37.1	100
38	第38類	第38類 38.1	100
39	第39類	第39類 39.1	100
40	第40類	第40類 40.1	100
41	第41類	第41類 41.1	100
42	第42類	第42類 42.1	100
43	第43類	第43類 43.1	100
44	第44類	第44類 44.1	100
45	第45類	第45類 45.1	100
46	第46類	第46類 46.1	100
47	第47類	第47類 47.1	100
48	第48類	第48類 48.1	100
49	第49類	第49類 49.1	100
50	第50類	第50類 50.1	100



- 下地が黒色の板に黄色の反反射材料その他反射性を有する材料で「危」と表示する
- 車両の前後の見やすい箇所に設ける

特別保安調査資料

2013/9 指導課危険物係

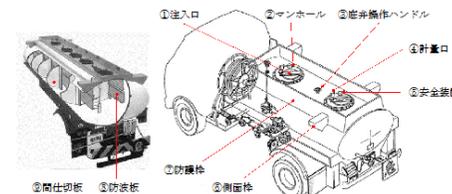
液体とは、特別引火物、第1石油類、第2石油類となります。

- ⑦ 注入ホース（危政令第15条第1項第15号）
 液体の危険物の移動貯蔵タンクには、危険物を貯蔵し又は取り扱うタンクの注入口と結合できる結合金具を備えた注入ホースを設けることとされており、当該結合金具は、真鍮その他摩擦等によって火花を発生し難い材料で造らなければなりません。
 注入ホースには、指定数量以上の地下貯蔵タンク等へ注入するときに使用する結合金具付きのホースと、ホームタンクや容器へ注入するときに使用するホースリールに収納されたホースがあります。



なお、指定数量未満のタンクや容器へ注入する場合は、手動閉閉装置を備えた注入ノズルで行わなければならないとされており、手動閉閉装置を開放の状態に固定する装置（固定金具など）の設置は認められません。

2 タンク上部及びタンク内部の設備



- ① 注入口（危政令第15条第1項第5号）
 注入口のふたは、厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ることとされています。
- ② マンホール（危政令第15条第1項第5号）
 マンホールのふたは、注入口と同様の構造とされています。
- ③ 底弁操作ハンドル（危政令第15条第1項第9号）
 吐出管の構造等による危険物の流出を防ぐ目的から、移動貯蔵タンクの下部に

警防職員を活用するための有効な育成事例②

消防本部名	小樽市消防本部
取組	消防署員が行う査察の対象拡大に伴い必要となる知識及び技術の向上のための講習（査察員養成講習）の実施について
取組のポイント	開催日数を2日間連続で集中して受講することとし、「基礎」、「応用」及び「所属長」に区分することにより、講習の内容をそれぞれ特化したもの。査察に対する苦手意識が払拭されるように研修カリキュラムにはシミュレーションを多く取り入れている。（平成29年度）

査察員養成講習の概要

本講習は、署所において予防業務の中核を担う職員が講習を受講し、教養の内容を所属に戻って職員にフィードバックすることで職員全体の知識及び技術の向上を図ることを目的として、平成26年度から実施していたが、平成28年度の講習で実施した「習熟度確認調査」の結果では、各世代とも平均正答率が50%を下回っており、危険物以外の出題分野では40パーセントに満たない科目も見受けられ、十分に内容が理解されていない状況であったと推測される。平成29年度は、受講対象者の区分を明確化し、講習科目ごとの効果測定及び受講者のフォローアップとしての実地研修を実施した。

①査察員養成講習（基礎）

受講対象

予防業務に従事することになった者
又は部隊編成上予防業務に携わることが少ないと考えられる者のうち、消防署主幹が指定する者

講習目標

査察員として最低限必要な知識及び技術の習得と査察に関する考え方の理解を深め、消防法令違反を適正に判断できるようにする。

②査察員養成講習（応用）

受講対象

査察業務を主導的に行っている、又は今後、行うことが望まれる職員のうち、消防署主幹が指定する者

講習目標

査察対象物の用途、規模、構造等に応じた特有の規制に対応した指導要領の習得及び問題解決能力の養成

③査察員養成講習（所属長）

受講対象

警備係長、主査、副支署長及び各出張所長のうち、研修当日が当番である者（代理出席は、認めない。）

講習目標

所属における適正な査察の執行管理の考え方と査察員が作成する書類等のチェック能力の向上

全講習共通

講習の最後には必ず講習内容の確認テストを実施する。

警防職員を活用するための有効な育成事例③

消防本部名	川崎市消防局
取組	定期的な教養資料の配布及び効果測定の実施
取組のポイント	警防職員の査察に係る知識向上のため、定期的（2ヶ月に1回）に教養資料を配布し、年に3回、30分程度で知識の習得状況を確認する効果測定を実施している。

定期的に配布している教養資料の一例

効果測定の一例

警防員のYoboダイジェスト 2017.7

★(収容人員の算定について)★

平成29年度警察基本計画に基づき、日頃から立ち入り検査業務を実施していただいているところですが、近年、社会福祉施設の増加や病院・診療所等に対する消防法施行令第5の改正に伴い、防火対象物における収容人員の算定は、細分化してきています。そこで今回は、収容人員の算定について掲載いたします。収容人員の算定方法については、消防法施行規則第1条の3において防火対象物の用途区分に応じた規定されており、算定方法の具体的な取扱いについては、次のとおりとなります。

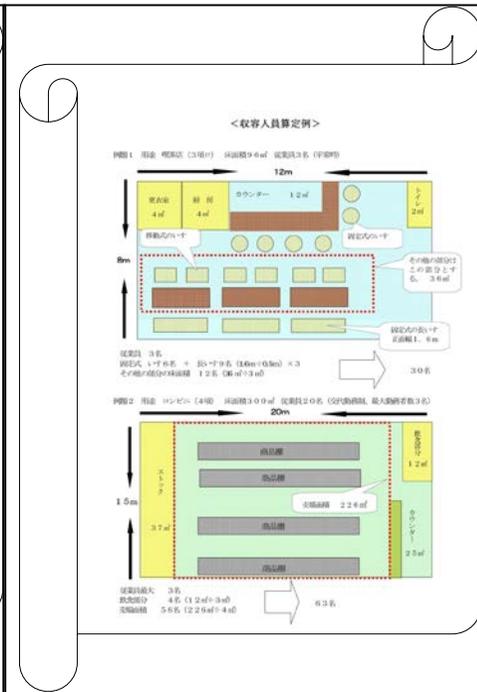
1 共通の取扱い

(1) 従業員の取扱いは、次によること。
 ア 従業員の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とする。
 イ 交代制勤務制度の場合は、通常の勤務時間における最大の数とし、勤務時間帯の異なる従業員が重複する交代時の数とはしない。
 ウ 営業中で常時従業員がいなくても、執務用の机が備えられている場合には、当該机の数とする。
 エ 隔単位で従業員の数を算定する場合には、主として勤務している従業員の数とする。ただし、執務用の机等を有し、継続的に勤務しているとみなせる場合には、それぞれの他の人員を算入する。
 オ 隔単位で収容人員を算定する場合で、従業員が主として使用する社員食堂等は、当該部分が3㎡で除して得た数又は当該部分の1㎡の数のうち大きな数を従業員の数とする。ただし、その数が従業員の数より大きな場合には、従業員の数とする。
 (2) 収容人員を算定するにあたって床面積の取扱いは、次によること。
 ア 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。
 イ 廊下、階段、便所等は、原則として収容人員算定の床面積に含まれないものとする。

(3) 規則第1条の3の表中の用語等の運用は、次によること。
 ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分という。当該部分の通路の部分については、収容人員算定の対象から除くものとする。
 イ 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいう。ただし、ロビー等に置かれるソファ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものも固定式のいす席として取扱うものとする。
 ウ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式(移動式)のいす席を設ける部分、大入席を設ける部分や客席の和室さじせ等をいう。(令別表第1(4)項を除く。)
 エ 長いいす席の正面幅を0.4m又は0.5mで除する場合は、一つひとつの長いすについて除算し、その部屋幅数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではない。
 オ 旅館・ホテル等内の集會、飲食又は休憩の用に供する部分のように利用者が宿泊者、従業員等に限定されている場合には、当該部分の収容人員は算定しないことができる。ただし、遊園施設又は地階及び無定期により業務づけられる非常警報設備の運用については、当該部分(階)を他の階の者が利用する場合に限り、当該部分の収容人員を算定する。

2 防火対象物の区分ごとの取扱い

防火対象物の区分ごとの取扱いについては、警防職員必修「立ち入り検査業務手引」P48に掲載されており、収容人員算定方法(規則第1条の3)に(消防用設備等設置指導マニュアル)が(抜粋)を参照の上、立ち入り検査業務に活用してください。



効果測定結果表(平成29年度第1回)

所属 _____ 階級 _____

演習 職員番号 _____ 氏名 _____

【問題1】 消防法第4条の本文中、空欄に当てはまる語句を記入してください。

消防長又は消防署長は、() のため必要があるときは、() に對して() を命じ、若しくは() を命じ、又は当該消防職員(消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員、第8条の3第2項を除き、以下同じ。)にあらゆる仕事、工事若しくは出火の出入りする場所その他の関係のある場所を立ち入り、() の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

【問題2】 下表の防火対象物と防火管理者の適任資格について空欄に当てはまる語句を記入してください。

区分	() 防火対象物	() 防火対象物	() 防火対象物
用途	飲食店(1階) 床面積100㎡ 収容員10名	事務所(1階) 床面積50㎡ 収容員5名	事務所(1階) 床面積50㎡ 収容員5名
建築物の構造	() 以上	() 以上	() 以上
建築物の耐火構造	() 以上	() 以上	() 以上
管理資格	() 以上	() 以上	() 以上

注: 令和元年(19)年及び(19)年2月に掲げる防火対象物のうち、関係(9)項に掲げる防火対象物の算定に異なる数値が示されているのは、建築物の構造等に由来する。建築物の耐火構造が「10人以上」で、「準種別防火対象物」となり「準種別防火管理者」の適任資格を要する。

警防職員を活用するための有効な育成事例④

消防本部名	京都市消防局
取組	警防隊員にもわかりやすい査察マニュアルの作成
取組のポイント	工場・作業場の査察の担当を平成30年度より警防担当とする際、工場・作業場の査察は着目点が多いため、査察の参考資料として作成した。

目次

3 特異性 (抜粋)

5 工場等における指導事項 (2) 火花を発生させる作業に関する指導 (抜粋)

目次

1 査察 (立入検査) 時の注意事項	3
(1) 時間	3
(2) 告知	3
(3) 拒否された場合の対応	3
(4) 関係者の承諾	4
(5) 関係のある者の立会い	4
(6) 証票の提示	4
(7) 触らない、ぶつけない	4
(8) 対応	4
(9) 持ち物	4
(10) 判断に迷ったときには	4
2 工場・作業場について	5
(1) 工場・作業場とは	5
(2) 収容人員の算定方法	5
(3) 防火管理者の選任義務	5
(4) 1 2 項イの用途として判定する例	5
(5) 1 2 項イには当たらないもの	6
3 特異性	7
4 査察のポイント	8
5 工場等における指導事項	9
(1) 危険物の貯蔵及び取扱いに関する指導	9
(2) 火花を発生させる作業に関する指導	9
(3) 圧縮アセチレンガス等に関する指導	11
(4) しみ落とし作業に関する指導	11
(5) 火気設備に関する指導	12
(6) 火気管理に関する指導	13
(7) 放火防止に関する指導	13
(8) 低圧進相コンデンサに関する指導	14

3 特異性

- 工場等の査察を実施するうえでの特異性は、次の点が挙げられる。
- (1) 作業内容によっては、可燃性、引火性、自然発火性物質等が使用される点
 - (2) 作業工程によっては、溶接、溶断、研磨等により火花を発生させる作業を行う点
 - (3) 作業内容によっては、かまど、ボイラー、乾燥設備等の(大型の)火気使用設備、電気設備が設置されている点
 - (4) 多量の可燃物、危険物、高圧ガス等が消費され、又は製造されているものも多く、出火危険、延焼危険、拡大危険が大きい点
 - (5) 同一敷地内で棟接続、増築等を行っていることが多い点
 - (6) 既存の防火区画に穴あけ、貫通等が多く見られる点
 - (7) 統制がとれていない電気配線や配管(いわゆる素人工事等)が多く見られる点
 - (8) 作業員の危険物等に対する知識が乏しいことから出火に至るケースが多い点
 - (9) 機器類が乱雑に置かれている場合が多く、電気配線類の損傷が多くみられる点

上記のことから分かるように、消防法令以外にも

- ・ 火災予防条例
- ・ 危険物関係法令
- ・ 建築関係法令

等が複雑に絡み合うことが予想されるため、事前準備が非常に重要となります。



- イ 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性の物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等を適切に管理しなければならない。
- ウ 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、塵砂の散布、散水、不燃材料による遮熱、可燃性の物品の除去、作業後の点検その他火災予防に必要な措置を講じなければならない。
- エ 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物(同表8項から10項までに掲げるものを除く。)及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事が行われている建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は可燃性の粉じんを著しく発生させる作業を行う場合は、換気、除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防に必要な措置を講じなければならない。
- オ 作業現場には、火災予防上安全な場所に吸い殻容器を設けるとともに、吸い殻容器を設けた場所以外の場所では喫煙してはならない。



グラインダーを使った研削作業の様子

作業で発生する火花のおおまかな飛散距離を把握し、消火準備や周囲の可燃物の物品除去を行うように指導するようにしましょう。

警防職員を活用するための有効な育成事例⑤

消防本部名	大阪市消防局
取組	若年層職員に予防実務を経験させる取組
取組のポイント	<ul style="list-style-type: none">・昇任試験（消防司令補）受験資格として予防実務経験の取り入れている。・昇任する過程で実務経験が必須要件となることで、警防職員であっても、立入検査の事前連絡から結果報告書の作成まで完結できる職員の育成を図っている。

◎ 予防実務研修

予防系スキルの履修においては、予防担当者としての実務を通じて育成指導を行う事が効果的である。特に若年層職員が予防業務を経験することは、法令感覚、行政感覚等を高めるために重要であるので、個人面談等を有効に活用し、予防担当への配置を可能な限り進めるとともに、配置上の都合で予防担当に配置出来ない場合は、予防業務の実務研修を受講させている。

(1)実施方法

短期間に集中して実施するほうがより高い研修効果を得られることから、できる限り毎日勤務者として実施する。

(2)30日以上の実務研修における育成の目標となる行動事例

予防担当職員の指導の下、次の業務を一人で実施できるレベルまで育成することを目標とする。

	内 容
立入検査関係	立入検査において <ul style="list-style-type: none">・事前連絡から結果報告まで完結できる。・検査対象物台帳に記載されている内容をおおむね理解できる。
防火・防災管理関係	<ul style="list-style-type: none">・防火・防災管理者の選解任届出書において具体的な指導を行い、届出事務を完結できる。・防火・防災管理講習会の受付・事務処理を完結できる。・消防計画を確認し、具体的な指導を行い、届出事務を処理できる。
消防用設備等関係	<ul style="list-style-type: none">・消防用設備等点検結果報告書の届出事務を処理できる。・警防検査員が行う立入検査における一般的な消防用設備等について基礎的な知識を習得し、適確な説明・指導を行うことができる。
違反処理関係	避難施設等において物品存置があれば、違反処理を行う事ができる。（警告～是正確認）
危険物規制関係	危険物の指定数量等を理解し、危険物施設・少量危険物が判断できる。

警防職員を活用するための有効な育成事例⑦

消防本部名	広島市消防局
取組	若手の隔日勤務職員に対する予防業務研修の拡充について
取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ベテラン職員の大量退職期に当たり、若手の隔日勤務職員（特定査察員）を育成するため、平成22年度に研修を体系化して実施している。 ・平成28年度に研修内容を見直し、OJT型の研修内容に拡充している。

経緯

【平成22年】

ベテラン職員の大量退職期に当たり、予防に関する若手職員の育成のため研修の見直しを行った。

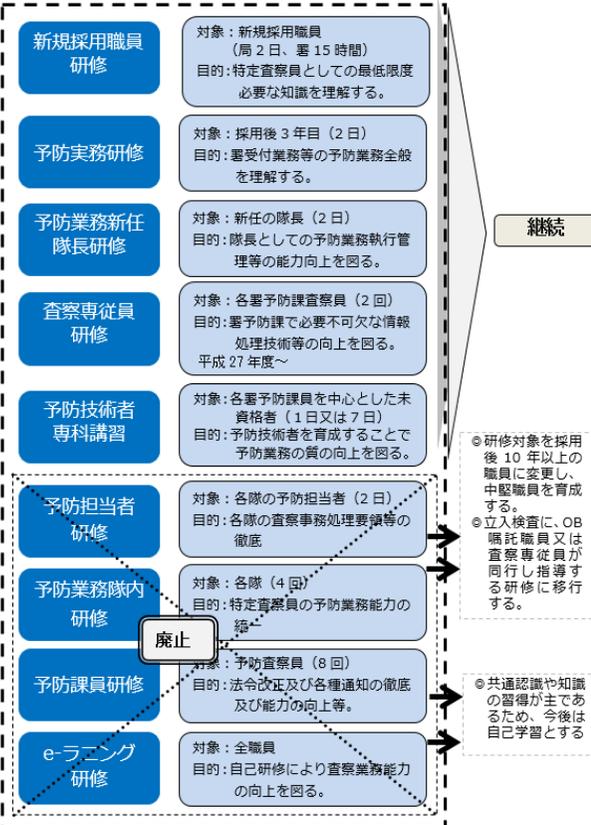
【平成27年】

流川飲食店火災を契機に査察執行体制の見直し。

- ・実務に近い内容へのシフト
- ・指導ができる職員の育成

座学研修からOJT型の研修内容に拡充。

平成22年度から



平成28年度の見直し

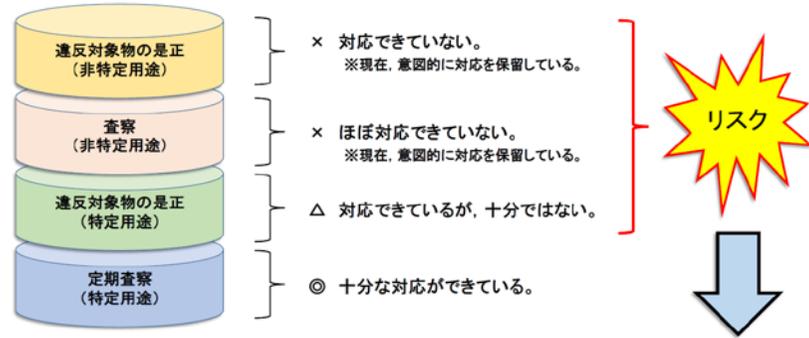
研修名	対象者	研修内容等
中堅特定査察員研修	新規 ●採用後10年以上の職員（各隊1名 174名）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修主体：各署 ・研修時間：1人あたり3時間 ・研修内容：各隊担当の防火対象物（違反の是正が困難なものや違反が多いもの）又は査察専従員担当の防火対象物を対象に、OB嘱託職員又は査察専従員の同行による立入検査を実施し、事前準備から立入検査時の対応、指導のチェックポイント、事後処理に関する事項について、同行職員から助言指導を受ける。
新規採用職員研修	継続 ●新規採用職員（H27年度 76名）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修主体：消防局及び各署 ・研修時間：局 8時間×2日 署 6時間座学 9時間実務
採用3年目 予防課体験研修	継続 ●採用後3年目の職員（H27年度 58名）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修主体：各署 ・研修時間：8時間×2日 ・研修内容：予防課の業務を体験する。（受付、検査、審査、査察（実地））
予防業務新任隊長研修	継続 ●新任隊長（H27年度 34名）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修主体：消防局 ・研修時間：8時間×2日 ・研修内容：座学・実務（予防業務、消防用設備等実践、事例検討）
査察専従員研修	継続 ●各署査察専従員（32名、希望者）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修主体：消防局 ・研修時間：年2回 ・研修内容：座学・実務 違反処理についてネホープ入力等
予防技術者専科講習（防火・消火設備・危険物）	継続 ●各署予防課を中心とした未資格者（各10名）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修主体：消防局 ・研修時間：1月（1日又は7日） ・研修内容：座学・実務 各種予防技術検定の資格取得のために専門知識・技術習得

※研修日数等は、平成27年度計画時のもの。

警防職員を活用するための有効な育成事例⑧

消防本部長	福山地区消防組合消防局
取組	予防推進者制度の創設（平成28年度から実施）
取組のポイント	火災予防において社会情勢に適応した施策を推進するため、警防職員における火災予防業務の充実・強化を目的としている。

① 予防業務におけるリスク



組織を挙げて対応しなければならない。

② 予防推進者制度の概要

<p>4月 署長が「予防推進者」を選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各署4人(各係2人) ○消防士長の選任を想定 ※予防専従未経験者を優先 	<p>＜予防推進者の業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警防係が行う定期査察の推進(年度計画・進捗管理に係る事務) ・警防係が行う特別査察の推進(定期調査結果等を基に特別査察を実施) ・予防係との実務に係る連絡調整
<p>年度を通して研修を受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防推進者研修を受講 	<p>＜予防推進者研修の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防局研修(4月・9月・11月・2月) 31時間(4日間) ※開催月以外での自主学習カリキュラムあり ・予防係における実地研修(10月～12月) 38時間45分(日数は署の実情に応じる) <p>予防係での勤務を行い、定期査察に係る事務、是正指導に係る事務の補助、使用開始検査等必要と認める事務の補助を行う。</p>
<p>次年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として、予防推進者に継続して選任されることを想定 	<p>当該年度に新たに選任された予防推進者と協力して、警防係が行う火災予防業務を推進する。</p>

③ 予防推進者研修の概要

消防局研修(31時間 ※4日間)		自主学習
<p>第1回 4月25日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防推進者の現状について ・予防推進者の業務について ・予防推進者研修の動機方について ・自主学習のポイント説明 <p>防火対象物 防火管理制度 消防用設備等の概論 消防用設備等の各論(消火器)</p> <p>第2回 9月5日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主学習の効果測定・解説 ・自主学習のポイント説明 ・自主学習の進捗報告制度 ・防火対象物点検報告制度 ・消防用設備等の各論(自火報・非常警報) ・立入検査結果通知書作成実務 	<p>第3回 11月11日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主学習の効果測定・解説 ・自主学習のポイント説明 ・火を使用する設備・器具等 ・消防設備士・消防設備点検資格者 ・検定制度等 ・消防用設備等の各論(避難器具・誘導灯) <p>第4回 2月14日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主学習の効果測定・解説 ・建築基準法令 ・消防用設備等の各論(屋内栓) ・少量危険物 ・指定危険物・消防活動阻害物質 ・違反処理について ・来年度以降の予防推進者の業務について 	
<p>消防署予防係における実地研修(38時間45分※日数は署情による)</p> <p>10月～12月 各署予防係において予防実務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期査察に係る事務 ・是正指導に係る事務の補助 ・使用開始検査等必要と認める業務の補助 <p>点検報告の審査 審工・設備計画の審査 設置検査 各種届出検査 違反調査・・・等、可能な限り経験できるよう配慮</p>		<p>5月 防火対象物 6・7月 防火管理制度 8月 消防用設備等 消火器の審査</p> <p>9月 防火対象物定期点検報告制度 防火規制 10月 自火報・非常警報の審査</p> <p>11月 火を使用する設備・器具等 消防設備士・消防設備点検資格者 12月 検定制度等 避難器具の審査</p> <p>1月 誘導灯の審査</p>
		<p>予防課 連絡・相談・質問</p>

④ 査察業務等の推移イメージ

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
<p>予防推進者 × 28人</p>	<p>予防推進者 × 56人</p>	<p>予防推進者 × 84人</p>	<p>予防推進者 × 100人 程度を維持</p>
<p>警防係が行う査察件数</p> <p>【H28年度】定期査察は、全体の10%(約200件)を想定</p> <p>【目標数値のイメージ】 定期査察200件(前年比100件増) 特別査察600件(前年比100件減)</p>	<p>【目標数値のイメージ】 定期査察300件(前年比100件増) 特別査察600件(前年比増減なし)</p>	<p>【目標数値のイメージ】 定期査察400件(前年比100件増) 特別査察600件(前年比増減なし)</p>	<p>以降、査察の執行体制等を含めて、要換算</p>
<p>予防係が行う違反処理等</p> <p>三大設備違反・重大違反への厳格な対応 重点継続指導の適正な実施</p>	<p>三大設備違反・重大違反への厳格な対応 重点継続指導の適正な実施</p>	<p>三大設備違反・重大違反への厳格な対応 重点継続指導の適正な実施 違反の公表制度の適切な運用</p>	<p>三大設備違反・重大違反への厳格な対応 重点継続指導の適正な実施 違反の公表制度の適切な運用 非特定への対応(査察・違反処理)</p>
<p>三大設備違反等(特定用途)に対する違反是正の徹底</p>	<p>違反の公表制度 条例改正予定 (H29.4.1)</p>	<p>ほぼ全ての三大設備違反等(特定用途)に対する違反是正が完了</p> <p>違反の公表制度 条例施行予定 (H30.4.1)</p>	<p>違反の公表制度 (特定用途)の適切な運用 査察規程の改正準備</p> <p>査察規程等の改正予定 (H31.4.1)</p>
<p>＜非特定への対応＞ ・査察(定期・是正) ・違反処理</p>			

警防職員を活用するための有効な育成事例⑨

消防本部名	和歌山市消防局
取組	警防査察技能検証訓練の実施について
取組のポイント	<ul style="list-style-type: none">・京都市消防局で作成していた査察員教養シミュレーション動画を参考に立入検査の模擬動画を作成し、警防査察従事者を対象に研修を実施している。・検証訓練を通じて立入検査に必要な知識等を修得することにより、警防査察の充実強化を図ることが目的である。

警防査察技能検証訓練の内容

- ① 4～5名ずつにグループに分け、グループごとに異なる想定 of 模擬動画を視聴
- ② リーダーを中心にグループ内で検討し、立入検査結果通知書を作成
- ③ 各リーダーがグループ討議の結果及び作成した通知書について発表
- ④ 発表内容について各消防署の予防班長からアドバイス等を受ける



動画を視聴し、各グループで討議している様子



各グループで討議した内容を発表している様子

警防査察技能検証訓練の終了後のアンケート調査結果

実際の消防用設備等、違反事例等を動画で視聴し、予防班長による適切なアドバイスがあったことにより、参加者の約98パーセントが参考となったという意見があった。

立入検査の模擬動画



② 人事異動により防火管理者未選任



① カーテンが防火物品ではない



④ 危険物が届出と異なる場所で保管



③ 階段室に段ボール箱等が存置



⑥ 表示灯の球切れ



⑤ 設備の操作障害となる物品が存置

再任用職員の有効な活用事例

再任用職員の有効な活用事例等

消防本部名	川崎市消防局
取組	再任用職員を予防要員として活用
取組のポイント	消防法令に精通した再任用職員による予防業務の技術の伝承等

再任用職員による若手職員への教養

「予防NT・C制度」

○目的

「予防NT・C制度」は、予防業務等に熟練した職員が、将来の予防業務等を担う職員に対し自らの技術及び知識を伝承し、育成していくものであり、本制度により今後も発展する防火対象物の高層化、大規模化、複雑化等に対応した防火安全指導を実施することにより安全安心なまちづくりを推進することを目的とする。

○概要

「予防NT・C制度」は、「予防要員候補者育成制度」、「予防新人職員育成制度」及び「査察技術向上制度」に区分して実施することとしている。

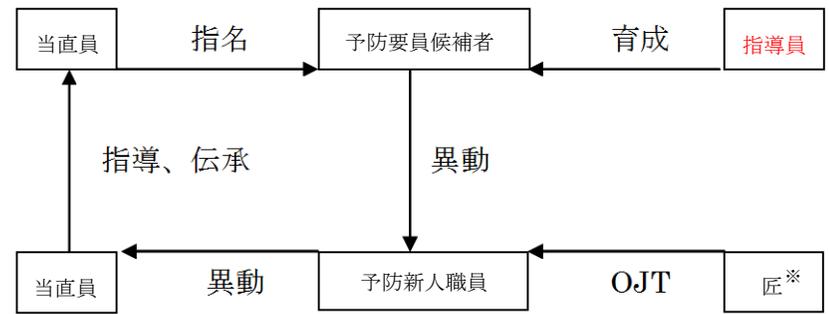
○「予防要員候補者育成制度」の概要

予防要員候補者に対し、候補者の指導及び育成に取り組む指導員が概ね1～2年間計画的に予防技術を伝承する制度をいう。

○「予防要員候補者育成制度」の指導員

指導員は非常勤嘱託員で過去に予防業務等に従事し、予防業務等に係る技術及び知識を有する熟練した職員のうち、局長が指名した者。

N : nurture : (人を)育成する T : transmission : 伝承
C : circulation : 循環



(多くの職員に予防技術を伝承させることにより、予防要員を育成し、その育成を循環させる。)

※ 予防業務歴10年以上の者、又は8年以上で予防技術資格者のうち局長指名者

全国消防長会予防委員会委員消防本部への再任用職員の有効な活用方法に関するアンケートにおける回答

回答の内容	回答本部数
予防技術資格者等の消防法令に精通した再任用職員が、予防業務経験が浅い消防職員や警防職員と合同で立入検査を行い、助言等することによる職員の育成	28
火災調査、違反是正などの経験を生かし現場への出向や困難な事案の解決などを若手予防職員とともに取組み、若手職員の人材育成	24
職員向けの予防教養研修の際の講師として若手職員を指名し、講師のフォローアップとして予防業務に精通した再任用職員を任命することで、資料作成や研修の進め方など技術の伝承を図る。	8

ICTの活用についての有効な取組事例

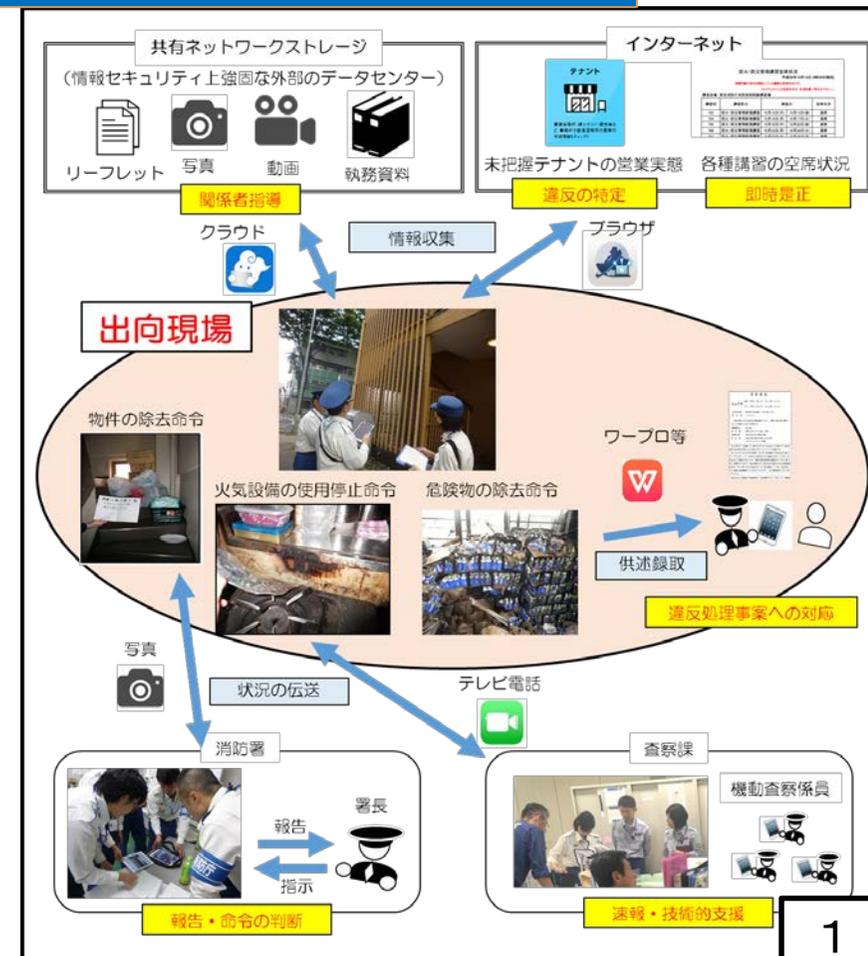
ICTの活用についての有効な取組事例①

消防本部名	東京消防庁
取組	火災予防支援端末装置の活用
取組のポイント	効率的な情報収集や、立入検査実施時における円滑な情報連絡等に活用することで、査察業務全体の効率化を図った。

業務の効率化

- （1） 繁華街査察等での活用**
繁忙期を捉えた繁華街一斉立入検査では、情報共有、違反の検討・特定、違反処理時の判断助言や技術的助言に活用された。また、命令書の写真を推進本部と共有することで、標識が効率的に作成できた。
- （2） 立入検査での活用**
立入検査実施場所と消防署をテレビ電話で接続することにより、リアルタイムでの情報共有、違反の判断助言や技術的助言に活用された。
- （3） インターネットによる情報収集**
配置されているIT端末では取得できない風俗店等の情報を得ることができた。
- （4） 検査時の荷物削減**
カメラ、予防事務審査検査基準等の執務資料や写真撮影による資料の共有によって紙の資料を持ち運ぶ必要がなくなったため、検査員の負担が軽減できた。
- （5） 報告のペーパーレス化**
大きな画面で画像を見せることができるため、デジカメから事務端末へデータを移動・加工して印刷する必要がなく、紙による報告を省略できた。
- （6） インターネット公開情報の提供**
立入検査実施場所や消防署において、防火管理講習の空席状況の案内やホームページを活用して各種様式、資料・映像の提供がスムーズにできた。
- （7） 質問調書の現地作成による関係者の来署負担の軽減**
関係者に対する質問時に、質問調書を並行して作成することで、現場で確認させることができ、署名・押印を得ることができた。関係者の負担を軽減し、限られた時間で効率良く事務を行うことができた。

火災予防支援装置の活用イメージ図

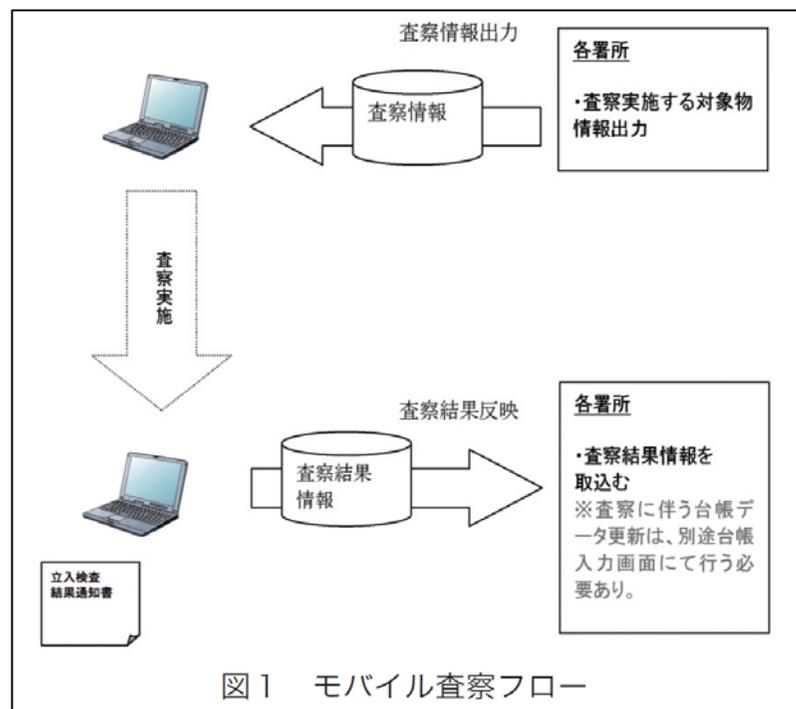


ICTの活用についての有効な取組事例②

消防本部名	岡山市消防局
取組	モバイル端末を使用した査察（モバイル査察）の導入
取組のポイント	<ul style="list-style-type: none">・ 査察事務の効率化を図るため、モバイル査察を導入。事務の効率化だけでなく査察の時間短縮も図られた。・ 災害出動指令時に、現場へ送信する情報を支援情報システムとして一元管理する中で、その支援情報システムの一部として、モバイル査察のプログラムと資機材を一括して予算要求した。

モバイル査察の概要

平成24年度から実施しており、対象物等の情報を管理している支援システムから査察に行く対象物の情報を出し、その情報をモバイル端末に取り込み、査察を実施し、その場で立入検査結果通知書を交付している。帰署後、査察結果情報をモバイル端末から支援システムに取り込んでいる。（図1）



モバイル端末写真



査察風景

モバイル査察による立入検査の効率化

- ・ 法令様式等を端末に取り組むことにより携行品の軽量化
- ・ モバイル端末をチェックリストとして使用することで指示漏れの防止
- ・ モバイル端末に装備したカメラを使用し、違反事実の記録
- ・ 立入検査結果通知書の作成の円滑化
- ・ 火災事例の映像を関係者に見せ、危険性の把握から違反是正に繋がる
- ・ 立入検査後の事務処理が円滑かつデータ移行も確実にできる

ICTの活用についての有効な取組事例③

消防本部署名	松山市消防局
取組	消防情報モバイルシステムの導入
取組のポイント	立入検査や違反処理にモバイル端末とプリンターを導入することで、事務の効率化を図っている。

消防情報モバイルシステムの概要

消防情報モバイルシステムは、セキュリティに配慮したインターネット接続できない閉域ネットワークのビジネスMoperaアクセスプロを用い、モバイル端末から光回線で局の消防OAサーバーにアクセスし、WindowsをベースとしたWebアクセス方式で各モバイル端末からブラウザによって各種機能を利用できるものである。

モバイル端末は、万が一の紛失時に備えてハードディスク全体の暗号化を行っているもの。
平成27年度に立入検査用のモバイル端末を15台運用開始。

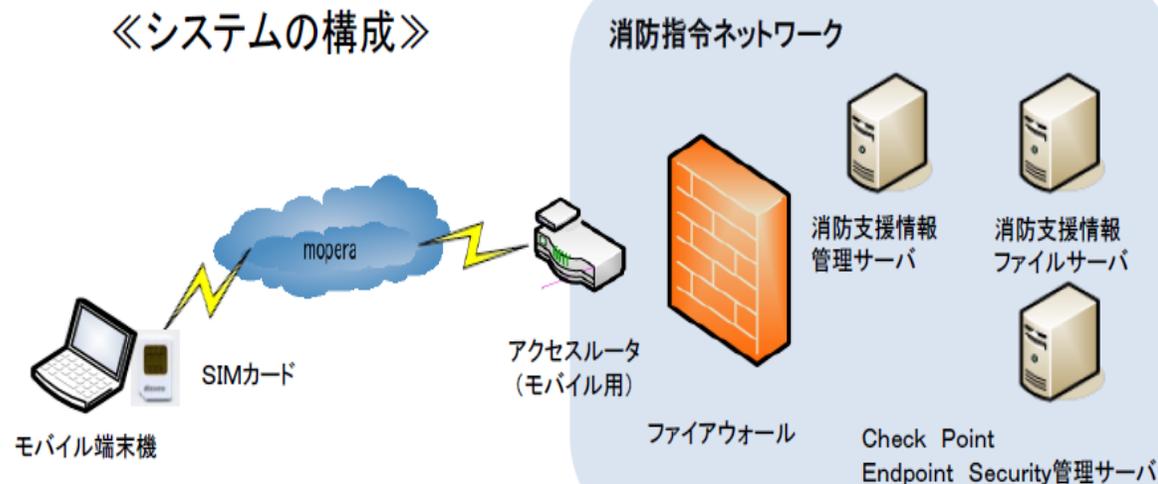
効果

◎ 端末のデータ管理機能を活用した高質で均一的な予防査察の実施

- ・ 端末を用いて法令や条例の検索が現場で可能となる。
- ・ 定型化した指摘文例の活用による、指摘漏れ、通知ミス等の防止。

◎ 保有情報のデータ化による情報管理の一元化と事務の省力化

- ・ 現地で査察情報の更新が可能となる。
- ・ 通知書を端末から出力することにより事務を省力化できる。
- ・ 端末を用いて現地で通知書発行が可能となる。



ICTの活用についての有効な取組事例④

消防本部名

福岡市消防局

取組

防火対象物台帳の電子化による情報管理の効率化

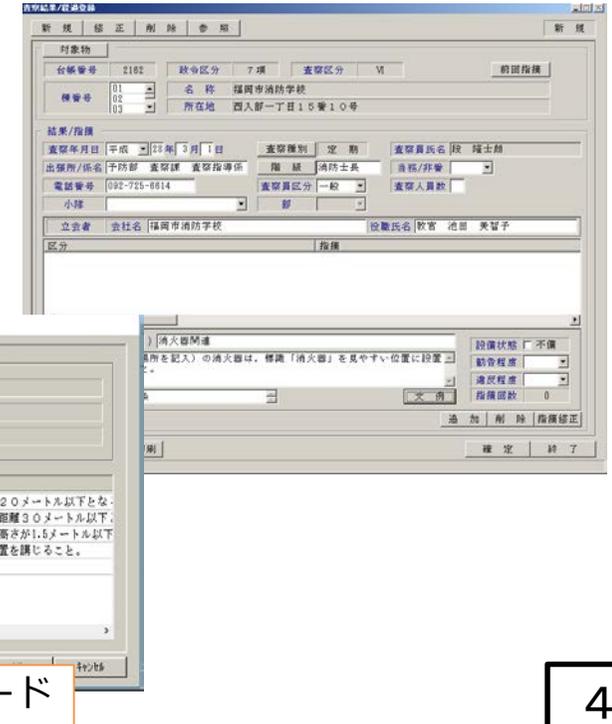
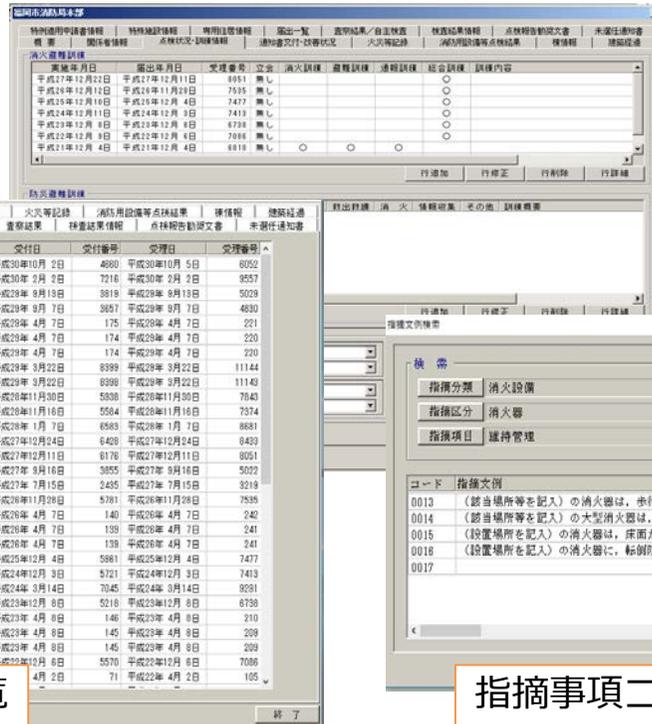
取組のポイント

- ・ 防火対象物情報を主として「予防業務管理システム」で管理しており、紙ベースの情報は「台帳補助簿」という位置づけとしている。台帳を電子化することで、対象物の概要から各種届出情報、訓練実施状況に至るまで一目で見られるようになり、業務効率が向上した。
- ・ 立入検査の結果は指摘項目ごとにコード化されているため、どの項目が多いかが容易に集計できるなどの利点がある。

防火対象物概要

訓練実施状況

査察結果入力画面



届出一覧

指摘事項コード

立入検査の重点化・効率化の方策案の アンケート結果について

消防庁予防課

立入検査の重点化・効率化の方策案のアンケートの概要

◆ アンケートの対象と回答数

- ① 東京消防庁・政令市消防本部（対象：21本部、回答数：21本部）
- ② 全国消防長会予防委員会委員消防本部(対象：①を除く39本部、回答数：39本部)
- ③ 予防行政のあり方に関する検討会・事業所委員（対象：8団体、回答数：17事業所※1）

※1 回答をいただいた17事業所の内訳

一般社団法人日本ショッピングセンター協会（8事業所）、一般社団法人日本ホテル協会（4事業所）、
一般社団法人日本病院会災害医療対策委員会（1事業所）、一般社団法人日本損害保険協会（1事業所）、
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（1事業所）、一般社団法人日本ビルヂング協会連合会（1事業所）、
なお、社会福祉法人全国社会福祉協議会については、協議会担当者からのコメントを受領。

◆ アンケートの内容

以下の3つに分類した方策案について、その有効性等をアンケートした。

- ① 立入検査の効率化・重点化の方策案（民間情報の活用）
 - ・ 【（仮称）良好（適正）管理建築物認定制度】について
 - ※予防行政のあり方に関する検討会・事業所委員は①のみを照会
- ② 立入検査の効率化・重点化の方策案（検査要員の育成・増員）
 - ・ 立入検査の教養シミュレーション動画の活用
 - ・ 警防職員を活用するための育成方法について
 - ・ 再任用職員の活用について
- ③ 立入検査の効率化・重点化の方策案（ICTの活用）
 - ・ 防火対象物台帳の電子化による情報管理の効率化
 - ・ ノートパソコンやタブレット、モバイルプリンター等を活用したモバイル査察
 - ・ 防火対象物の関係者による自主検査結果の活用

◆ アンケート実施時期

平成30年7月～8月

立入検査の効率化・重点化の方策案①（民間情報の活用）

～消防本部へのアンケート結果～

【(仮称)良好(適正)管理建築物認定制度】について

- ◆ 「大変有効である」の回答数と「有効である」の回答数の合計が約42%であった一方、「どちらとも言えない」が約40%、「有効とは思えない」が約18%であった（図1）。
- ◆ 火災保険料軽減の優遇措置はメリットがある等の意見もあったが、事務負担の増加が懸念される意見が多数であった(表1)。
- ◆ その他、民間情報を活用した立入検査の効率化についての主な意見は（表2）のとおり。

表1 当該制度についての主な意見(抜粋)

意見の内容	回答本部数
消防署長による認定については確認のための立入検査が必要と考える。このため、効率化以上の事務負担の増加が懸念される。	20
既存の認定・表示制度が複数あり、混同する可能性がある。	12
火災保険料の軽減等の優遇措置は、防火対象物の自主的な防火管理を推進する高い効果が期待出来ると考えられ実現できればメリットを感じる。	10
点検結果の報告のみを要件とした場合、用途変更、増改築、無窓階、構造不適などの重大違反につながる事項が見落とされる可能性がある。	3
点検報告に際して、不備事項がある場合に改善方針を記載してもらっただけでは適切に管理されていると認めるのは疑問である。	1
防火対象物点検を要しない対象物の視点から、費用をかけ点検資格者に点検を依頼するより、消防職員が無料で点検(立入検査)を行ってくれる方が有利と映るのではないか。	1
任意制度の認定証を掲出することは事業者にとってメリットとなるかわからない。	1

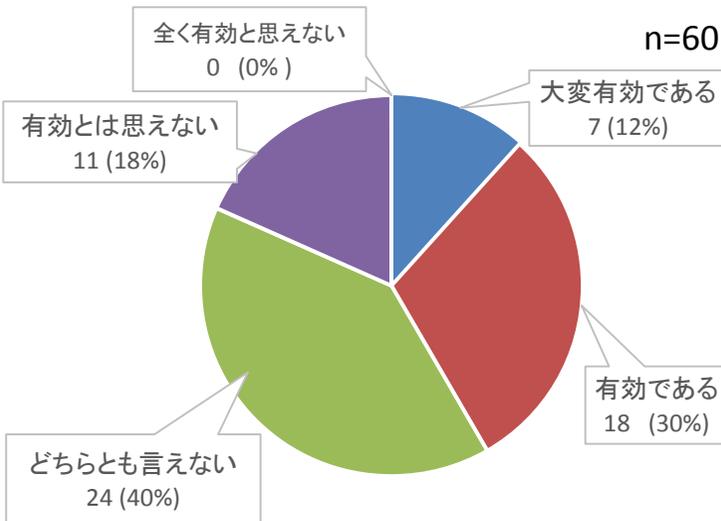


図1 当該制度の導入について

表2 その他、民間情報を活用した立入検査の効率化についての意見(抜粋)

民間情報を活用した立入検査の効率化についての意見の内容
認定や認定審査のみでも登録した団体(消防設備安全センター等)で行うことはできないか。
インターネットやSNSで宿泊施設等の防火対象物の開業を覚知する事例が増加している。宿泊施設や飲食店を紹介するサイト等の情報共有できれば早期の指導や違反是正に繋がると思われる。
専門知識を有する消防職員OB等により、防火対象物の管理状況等について確認を行い、当該確認結果を踏まえ、立入検査の効率化を図る方策も有効ではないか。

立入検査の効率化・重点化の方策案②（検査要員の育成・増員）

～消防本部へのアンケート結果～

②-1 立入検査の教養シミュレーション動画の活用

- ◆ 「大変有効である」の回答が約55%、「有効である」の回答が約45%だった（図2）。
- ◆ 動画の有無については、4消防本部(埼玉東部、札幌市、さいたま市、京都市)が「有」との回答であった(図3)。
- ◆ 教養シミュレーション動画についての主な意見や取り入れたら良いと思われる事項は(表3、表4)のとおり。

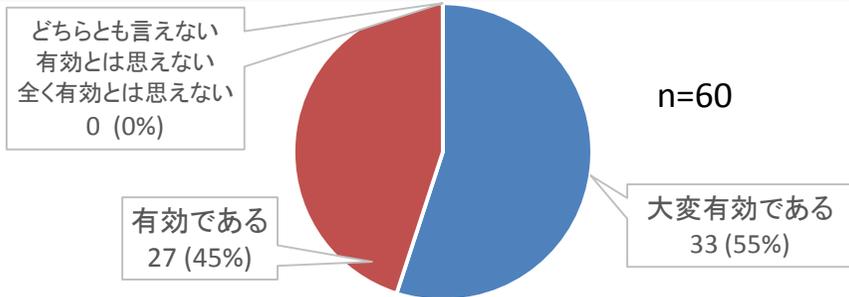


図2 立入検査の教養シミュレーション動画の有効性について

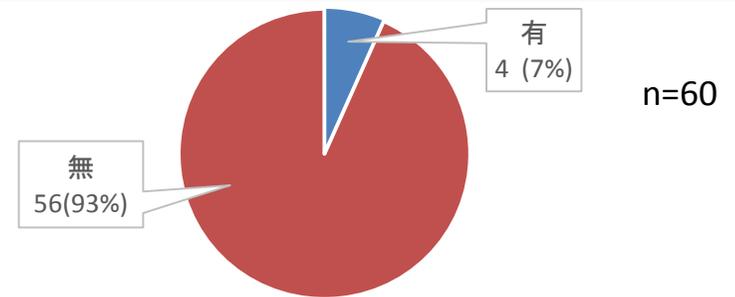


図3 教養シミュレーション動画の有無

表3 教養シミュレーション動画についての主な意見(抜粋)

意見の内容
新任査察員や立入検査の経験の少ない職員に対し、立入検査のイメージがしやすくなるため有効である。
各市町村の条例で定めている部分に差異があると思われることから、全国統一的な基準をある程度示した上で作成すべきではないか。
東京消防庁・政令市消防本部で実際に行われている手法等を取り入れることで、立入検査業務に関する知識の習得に繋がると考える。
これまで職員によって異なっていた立入検査の方法を消防本部として統一化できるという効果もあると思われる。

表4 教養シミュレーション動画を作成する際に取り入れたら良いと思われる事項(抜粋)

取り入れたら良いと思われる事項の内容
消防法16条の5の規定に基づく危険物施設の立入検査を教養シミュレーション動画に取り入れてはどうか。
「立入検査標準マニュアル」や「違反処理標準マニュアル」を補足するような動画を作成するのも一つの方法ではないか。
立入検査の一連の流れのほか、防火管理面での検査項目や消防用設備等ごとの検査項目というような部分の動画も有効ではないか。
適正かつ効率的な立入検査を実施するための事前検討要領
消防法第5条の3による物品除去命令

立入検査の効率化・重点化の方策案②（検査要員の育成・増員）

～消防本部へのアンケート結果～

②-2 警防職員を活用するための育成方法について

- ◆ 警防職員の育成の有効性については、「大変有効である」の回答が約38%、「有効である」の回答が約54%で、合計約92%の消防本部が有効だと考えていた（図4）。
- ◆ 有効だと思われる取組は、警防隊員まで理解しやすい細部まで明記した「マニュアルの作成」や予防課職員との「合同立入検査」との回答が多かった（表5）。
- ◆ その他、有効と考えられる取組は（表6）のとおり。

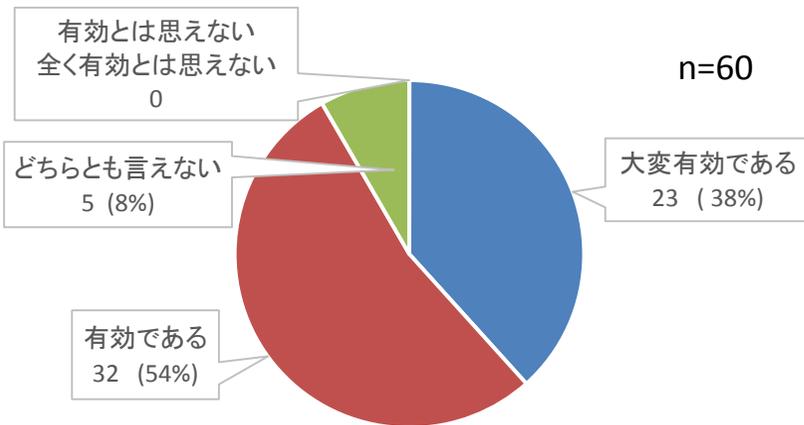


図4 警防職員の育成の有効性について

表5 有効だと思われる取組についての主な意見(抜粋)

意見の内容	回答本部数
警防隊員まで理解しやすい細部まで明記したマニュアルは有効と考える。	13
採用後3年未満の警防職員に対し、各署予防課員が指導者となり、合同で立入検査を実施することで査察技術のスキルアップが図れること、また早期に予防業務を体験することで苦手意識を持たせないための有効な取組であると考え。	12
査察のシミュレーション訓練を実施することで、現場での関係者とのコミュニケーションが円滑に行えることが期待出来る。	10
警防職員の育成に係る研修等を実施するにあたり、予防職員の負担増大に配慮しながら取り組む必要がある。	1
定期的な研修や効果測定などは有効であると考えるが、小規模な消防本部では人力的に難しいと考える。	1

表6 警防職員の育成について、その他有効と考えられる取組について(抜粋)

その他有効と考えられる取組の内容
査察業務の見える化として、警防課職員が実施した立入検査の効果を分析するような取組も有効ではないか。
勤務日で出勤時以外は、予防課で予防業務前半について補助的な役割を担うような勤務を行うような体制づくりができれば有効ではないか。
ある程度長期にわたり、日中、予防業務(窓口・査察)に従事する期間を設けて、実務を経験することが有効ではないか。
昇任試験受験資格として予防実務経験を取り入れている。昇任する過程で実務経験が必須となることから、警防職員であっても一定の予防知識を持った職員の育成を図っている。
eラーニングを活用するなどして、警防隊等の職員が業務の合間の空いた時間を有効に使って学習できるようにしてはどうか。

立入検査の効率化・重点化の方策案②（検査要員の育成・増員）

～消防本部へのアンケート結果～

②-3 再任用職員の活用について

- ◆ 「大変有効である」の回答数と「有効である」の回答数の合計が約75%であった一方、「有効とは思えない」と「全く有効とは思えない」の回答数の合計が約9%であった（図5）。
- ◆ 再任用職員の定数については、約40%の消防本部が定数に入っていた（図6）。
- ◆ 再任用職員の有効と考えられる予防要員としての活用方法は（表7）のとおり。

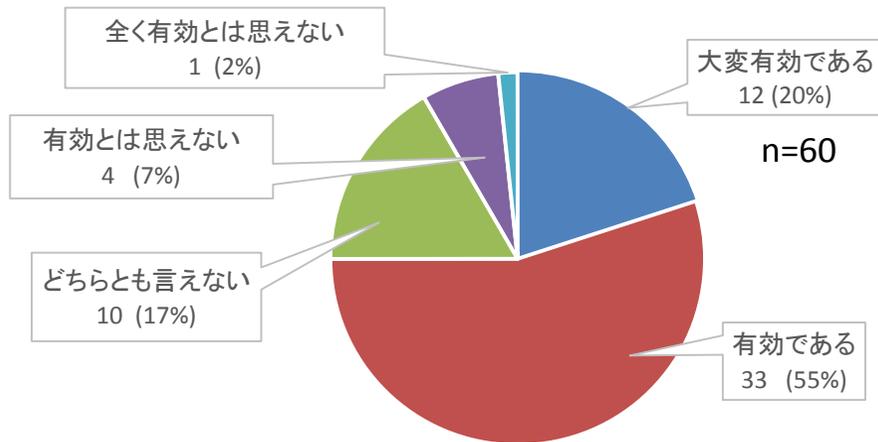


図5 再任用職員を予防要員としての活用の有効性

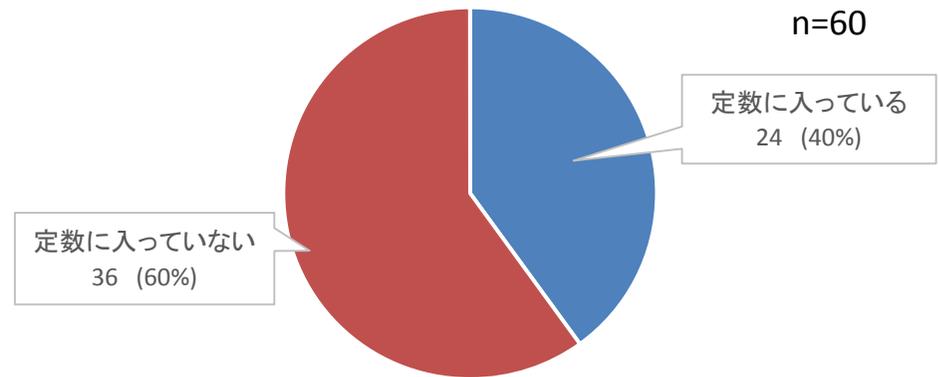


図6 再任用職員の定数について

表7 有効と考えられる予防要員としての活用方法(抜粋)

予防要員としての活用方法の内容
予防技術資格者等の消防法令に精通した再任用職員が、予防業務経験が浅い消防職員の立入検査に同行し、助言等することで職員の育成に有効と考える。
再任用の予防要員が指導者となり、警防職員と合同で立入検査を行う。
予防教養研修の講師を担ってもらうなど活用する方法は多岐にわたる。
予防課の火災調査、違反是正担当や、署予防係として、これまでの経験を生かし、実際の現場への出向や困難な事案の解決などを若手予防職員とともに取組み、若手の人材育成を図っている。

立入検査の効率化・重点化の方策案③（ICTの活用）

～消防本部へのアンケート結果～

③-1 防火対象物台帳の電子化による情報管理の効率化

- ◆ 防火対象物台帳の電子化の有効性については、「大変有効である」の回答数と「有効である」の回答数の合計が約87%であった一方、「どちらとも言えない」が約12%だった（図7）。
- ◆ 約75%の消防本部が台帳の電子化していたが、まだ電子化されていない消防本部が約25%あった（図8）。
- ◆ 台帳の電子化によって効率化された事項等は（表8）のとおり。

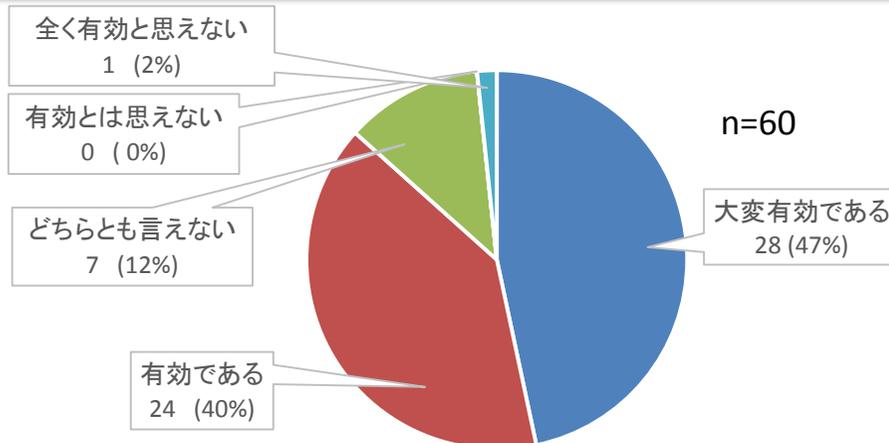


図7 防火対象物台帳の電子化の有効性について

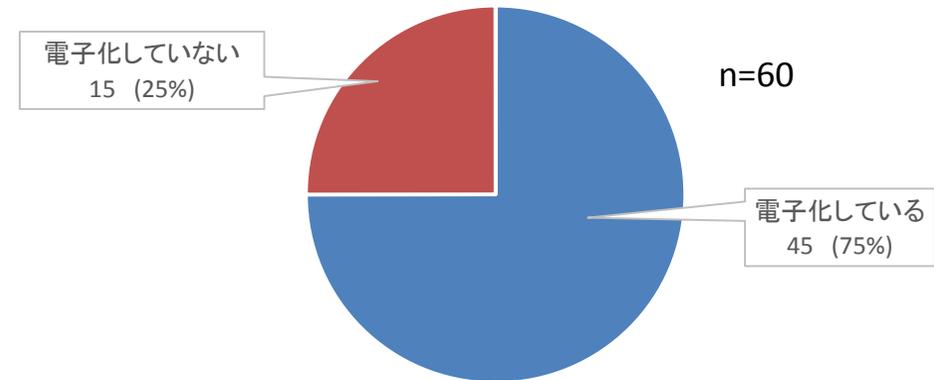


図8 台帳の電子化の状況について

表8 台帳の電子化によって、効率化された事項等（抜粋）

効率化された事項等の内容
各所属の防火対象物データについて庁内LANを活用し情報共有化しており、他の所属職員による急な立入検査も可能とし効率化が図られた。
庁内のネットワークにより違反状況、是正指導状況などが各署所で情報共有できることや、各種統計報告時の情報処理の迅速化が可能となった。
防火対象物の違反状況等による立入検査の優先順位を鑑みた査察計画の作成が可能となった。
防火対象物の各種情報をシステムで管理することによって、「管内全防火対象物の違反是正状況の確認」、「立入検査対象物の選定」などの業務の効率化が図れる。
職員の解釈等の違いで、入力データの選択が異なる場合もあることや入力情報（項目）が不足・誤っている場合もあり、データ集計時には注意が必要である。

立入検査の効率化・重点化の方策案③（ICTの活用）

～消防本部へのアンケート結果～

③-2 ノートパソコンやタブレット、モバイルプリンター等を活用したモバイル査察

- ◆ モバイル査察の導入による効率化の有効性は、「大変有効である」の回答数と「有効である」の回答数の合計が約62%であった一方、「どちらとも言えない」が約33%だった（図9）。
- ◆ モバイル査察の導入状況は、4消防本部（仙台市、東京消防庁、横浜市、岡山市）が導入していた（図10）。
- ◆ 立入検査及び事務処理の効率化された事項やモバイル査察についての提案は（表9、表10）のとおり。

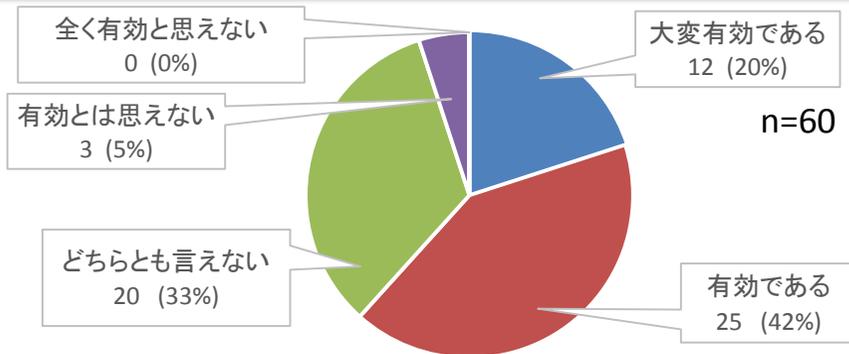


図9 モバイル査察の導入による効率化の有効性について

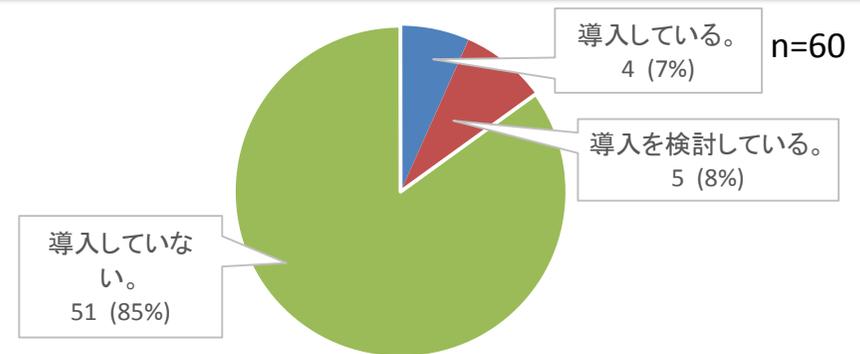


図10 モバイル査察の導入状況について

表9 立入検査及び事務処理の効率化された事項等(抜粋)

効率化された事項等の内容
法令様式等を端末に取り込むことにより携行品の軽量化ができる。
手書きで作成していた「質問調書」の作成が、モバイル端末及びモバイルプリンターを導入した結果、作成に要する時間が軽減した。
モバイル端末のテレビ電話機能を活用することで本部でも現場の状況を確認できるため、法第5条の3命令などの判断に係る助言を現場に行くことなく出来るようになった。
火災事例の映像等を関係者に見せ、危険性の把握から違反是正につなげることができる。

表10 ノートパソコンやタブレット、モバイルプリンター等を活用したモバイル査察について提案等(抜粋)

モバイル査察について提案等の内容
端末機器の紛失等による個人情報等の漏えいを防ぐため、使用端末のセキュリティーについて検討することが必要である。
モバイル査察は、査察台帳が電子化されたうえでの方策であると考えられ、まずは査察台帳の電子化への取組みについて推進していく必要があると考える。

立入検査の効率化・重点化の方策案③ (ICTの活用)

～消防本部へのアンケート結果～

③-3 防火対象物の関係者による自主検査結果の活用

- ◆ 「大変有効である」の回答数と「有効である」の回答数の合計が約31%であった一方、「どちらとも言えない」が約42%、「有効とは思えない」が約25%だった（図11）。
- ◆ 自主検査を行うことで防火意識の向上が図られるとの意見もあったが、信頼性の確保が難しいとの回答も多かった（表11）。
- ◆ 防火対象物の関係者による自主検査の結果の活用についての提案は（表12）のとおり。

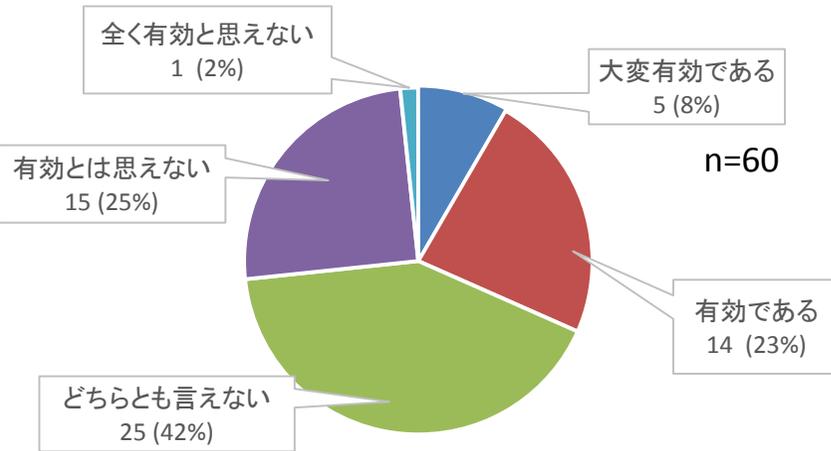


図11 自主検査の結果の活用することの有効性について

表11 自主検査の結果の活用について主な意見(抜粋)

意見の内容	回答本部数
自主チェックシステムの信頼性の確保のためには、それなりの資料が必要となり、審査する側の負担も増えるのではないかと。	22
自主検査を行うことで、消防用設備等の設置状況や火気設備等の使用状況等を確認することとなり、防火意識の向上が図られ、火災予防につながり有効であると考えます。	6
自主検査は、関係者の責任について明確にし、消防機関の査察と選択できる旨示すことなど、一定の条件を整備することで立入検査の延伸要件とすることが可能と考える。	1

表12 その他、防火対象物の関係者による自主検査の結果の活用について提案等(抜粋)

自主検査の結果の活用について提案等の内容
立入検査のサイクル延伸ではなく、防火対象物の関係者向けの防火管理業務の一助としてはどうか。
過去の指摘事項が改修されており、継続的に消防用設備等点検結果報告が提出されている防火対象物に関しても、立入検査のサイクルを延伸してよいと考えます。

立入検査の効率化・重点化の方策案①（民間情報の活用）

～予防行政のあり方に関する検討会委員事業所団体へのアンケート結果～

1. 【(仮称)良好(適正)管理建築物認定制度】の導入について

- ◆ 制度の導入については、「大変有効である」の回答数と「有効である」の回答数の合計が約82%であった一方、「有効とは思えない」が約12%であった（図12）。

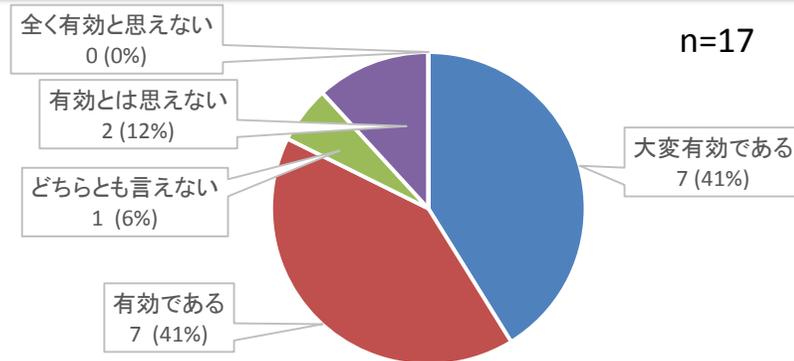


図12 当該制度の導入について

2. 【(仮称)良好(適正)管理建築物認定制度】の事業者のメリットについて

- ◆ 認定証の掲出については、「大変有効である」の回答数と「有効である」の回答数の合計が約59%であった一方、「有効とは思えない」が約18%であった（図13）。
- ◆ 事業所の操業上の負担の軽減については、「大変有効である」の回答数と「有効である」の回答数の合計が約82%であった一方、「どちらとも言えない」が約18%であった（図14）。
- ◆ 優遇措置（例えば火災保険料の軽減化）については、「大変有効である」の回答数と「有効である」の回答数の合計が約76%であった一方、「どちらとも言えない」が約24%であった（図15）。

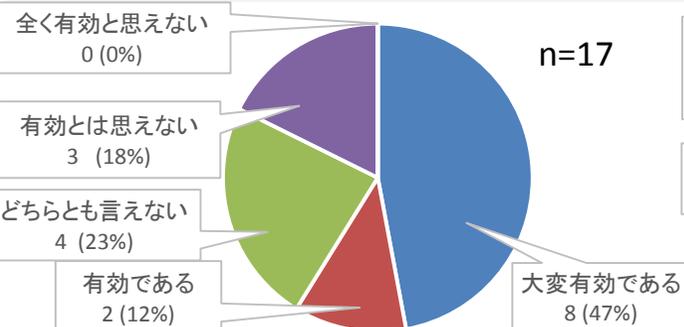


図13 認定証の掲出について

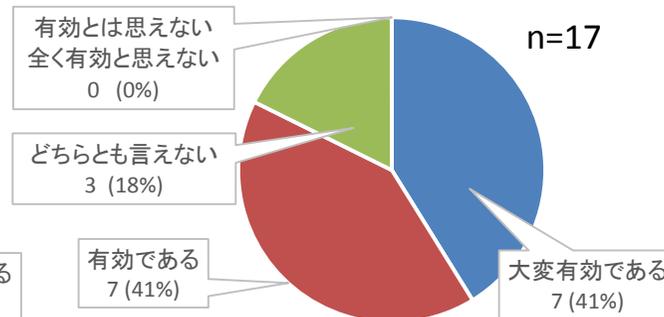


図14 事業所の操業上の負担の軽減について

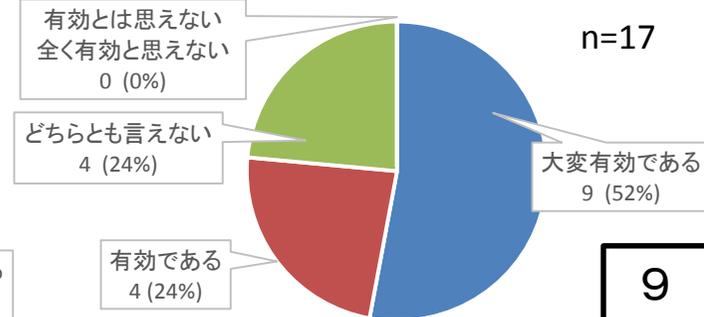


図15 優遇措置(例えば火災保険料の軽減化)について

立入検査の効率化・重点化の方策案①（民間情報の活用）

～予防行政のあり方に関する検討会委員事業所団体へのアンケート結果～

3. 【(仮称)良好(適正)管理建築物認定制度】についての主な意見

- ◆ 制度の設立に賛成の意見もあったが、既に認定制度があるため当該の認定制度は不要であるなどの意見があった。主な意見は（表13）のとおり。

表13 当該制度について主な意見(抜粋)

意見の内容	回答 事業所数
「火災保険料の軽減」などのメリットは事業者側に大きく寄与し、また防火推進の大きなモチベーションにつながるとされる。	7
点検を確実に行って報告する制度をすでに実施しているので、立入検査の頻度を減らすことについては、事業所側の負担は一定の軽減はされると思う。	5
今回の認定制度の趣旨は十分理解できるが、他にも同様な制度がある中、各々手続きが必要になるので煩雑になる恐れもある。	5
認定証の掲出は、施設利用者に安心して利用いただくことが出来るアピールに繋がると考える。	4
立入検査は業務上の負担があるのでその軽減は歓迎するものの、消防職員が直接テナントを指導する効果も大きいので、その側面が希薄になることが懸念される。	3
テナントに対する指導を、直接消防から行ってもらえる機会がなくなると、運営側の指導の強化が必要となり負担が増加する場合も考えられ、立ち入り検査については事業者からの要望に応じて柔軟に行うこともできる運用として欲しい。	1
認定書自体が世間一般に認知されないと、掲示されても一般の人にはその意味が理解できないと思われ、他にも同様な制度がある中、適正な管理をしているということを示す必要があるのかは疑問です。	1